

令和8年米子市議会3月定例会議案

令和8年2月26日

議案番号	案 件	主 管 課	説 明																		
14	専決処分について（令和7年度米子市一般会計補正予算（補正第9回））	財 政	処分年月日 令和8年2月9日 明細別紙																		
15	令和7年度米子市一般会計補正予算（補正第10回）	財 政	明細別紙																		
16	功労者の表彰について	総務管財	功 労 者 17人																		
17	米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	防災安全	<p>非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、市町村が行う非常勤消防団員等の損害補償に要する経費として消防団員等公務災害補償等共済基金等から市町村に支払われる額について見直しが行われたことに伴い、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>1 非常勤消防団員に係る補償基礎額を、次のとおり改定することとする。</p> <p>団長及び副団長</p> <table> <tr> <td>10年未満</td> <td>12,900円→13,340円</td> </tr> <tr> <td>10年以上20年未満</td> <td>13,700円→14,170円</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>14,500円→15,000円</td> </tr> </table> <p>分団長及び副分団長</p> <table> <tr> <td>10年未満</td> <td>11,300円→11,670円</td> </tr> <tr> <td>10年以上20年未満</td> <td>12,100円→12,500円</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>12,900円→13,340円</td> </tr> </table> <p>部長、班長及び団員</p> <table> <tr> <td>10年未満</td> <td>9,700円→10,000円</td> </tr> <tr> <td>10年以上20年未満</td> <td>10,500円→10,840円</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>11,300円→11,670円</td> </tr> </table> <p>2 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額及び最高額を、次のとおり改定することとする。</p> <p>最低額 9,700円→10,000円</p> <p>最高額</p>	10年未満	12,900円→13,340円	10年以上20年未満	13,700円→14,170円	20年以上	14,500円→15,000円	10年未満	11,300円→11,670円	10年以上20年未満	12,100円→12,500円	20年以上	12,900円→13,340円	10年未満	9,700円→10,000円	10年以上20年未満	10,500円→10,840円	20年以上	11,300円→11,670円
10年未満	12,900円→13,340円																				
10年以上20年未満	13,700円→14,170円																				
20年以上	14,500円→15,000円																				
10年未満	11,300円→11,670円																				
10年以上20年未満	12,100円→12,500円																				
20年以上	12,900円→13,340円																				
10年未満	9,700円→10,000円																				
10年以上20年未満	10,500円→10,840円																				
20年以上	11,300円→11,670円																				

			<p>14,500円→15,000円</p> <p>3 非常勤消防団員等に配偶者又は22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がある場合における当該非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額の加算額を、次のとおり改定することとする。</p> <p>配偶者 100円→廃止</p> <p>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 1人につき 383円→433円</p> <p>[施行期日] 令和8年4月1日</p> <p>[参考法令]</p> <p>1 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）</p> <p>2 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）</p> <p>3 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第10号） 令和8年2月6日公布 令和8年4月1日施行</p>
18	米子市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	調 査	<p>行政手続法の一部が改正され、法律に基づく不利益処分をしようとする場合における聴聞等の通知を公示送達によって行う場合の方法について、インターネットによる公表を前提とした見直しが行われることを踏まえ、市の行政庁が条例等に基づく不利益処分をしようとする場合における聴聞等の通知についても同様の見直しを行うため、改正しようとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>公示の方法による聴聞の通知は、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示し、又は公示事項を行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる</p>

			<p>ことにより行うものとする。</p> <p>[施行期日]</p> <p>令和8年5月21日</p> <p>[参考法令]</p> <p>1 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）</p> <p>令和5年6月16日公布 令和6年4月1日施行（この条例による一部改正に係る部分は、令和8年5月21日施行）</p> <p>2 行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和7年総務省令第103号）</p> <p>令和7年11月28日制定 令和8年5月21日施行</p>
19	米子市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員	<p>米子市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正により、令和8年4月1日から、同条例の適用を受ける職員について地域別最低賃金に相当する額を下回らない月例給与水準を確保するための初任給調整手当が措置されることを踏まえ、本市の技能労務職員及び会計年度任用職員についても初任給調整手当又はこれに相当する報酬を支給するため、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>1 米子市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正関係</p> <p>給料表の給料月額のうち職務の級及び号給に応じた額を基に算出した額が、鳥取県の区域を含む地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市長が定める額を下回る職員には、初任給調整手当を支給することとする。</p> <p>2 米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正関係</p> <p>(1) 会計年度任用職員について、新たに初任給調整手当を設けるとともに、その支</p>

			<p>給については、米子市一般職の職員の給与に関する条例の初任給調整手当に関する規定を準用することとする。</p> <p>(2) 会計年度任用短時間勤務職員の報酬額を基に算出した額が、鳥取県の区域を含む地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額を下回る会計年度任用短時間勤務職員には、その差額に相当する額を初任給調整に係る報酬として支給することとする。</p> <p>[施行期日]</p> <p>令和8年4月1日</p> <p>[参考法令]</p> <p>米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和7年米子市条例第25号）</p> <p>令和7年12月25日公布・施行（この条例による一部改正に係る部分は、令和8年4月1日施行）</p>
20	米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	保険年金	<p>国民健康保険法施行令の一部改正による子ども・子育て支援納付金賦課額の新設並びに国民健康保険料の賦課限度額の引上げ及び低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の対象世帯に係る所得判定基準の改正に伴う所要の整備を行うほか、国民健康保険料の料率及び当該軽減措置の対象世帯に対する軽減額を改定するため、改正しようとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>1 子ども・子育て支援納付金賦課額を新設し、当該賦課額に係る所得割額、均等割額、18歳以上均等割額及び平等割額の料率並びに賦課限度額を次のとおり定めることとする。</p> <p>(1) 所得割額（基礎控除後の総所得金額等の）100分の0.31</p> <p>(2) 均等割額 1人につき942円</p> <p>(3) 18歳以上均等割額 1人につき86円</p> <p>(4) 平等割額 1世帯につき896円</p> <p>(5) 賦課限度額 3万円</p>

2 低所得者の子ども・子育て支援納付金賦課額から減額する額を、次のとおり定めることとする。

- (1) 10分の7に相当する額を減額する世帯
ア 均等割額 1人につき660円
イ 18歳以上均等割額 1人につき61円
ウ 平等割額 1世帯につき628円（特定世帯314円、特定継続世帯471円）
- (2) 10分の5に相当する額を減額する世帯
ア 均等割額 1人につき471円
イ 18歳以上均等割額 1人につき43円
ウ 平等割額 1世帯につき448円（特定世帯224円、特定継続世帯336円）
- (3) 10分の2に相当する額を減額する世帯
ア 均等割額 1人につき189円
イ 18歳以上均等割額 1人につき18円
ウ 平等割額 1世帯につき180円（特定世帯90円、特定継続世帯135円）

3 国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を次のとおり引き上げることとする。

66万円 → 67万円

4 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減の対象となる世帯の所得を判定する基準について、被保険者等の数に乗ずる金額を次のとおり引き上げることとする。

- (1) 5割軽減対象世帯に係るもの
30万5,000円 → 31万円
- (2) 2割軽減対象世帯に係るもの
56万円 → 57万円

5 国民健康保険料の基礎賦課額に係る所得割額、均等割額及び平等割額の料率を次のとおり改定することとする。

- (1) 所得割額
(基礎控除後の総所得金額等の)
100分の7.95 → 100分の7.64
- (2) 均等割額 1人につき
2万6,000円 → 2万5,058円
- (3) 平等割額 1世帯につき
2万5,500円 → 2万4,604円

6 低所得者の国民健康保険料の基礎賦課額から減額する額を、次のとおり改定することとする。

- (1) 10分の7に相当する額を減額する世帯

			<p>ア 均等割額 1人につき 1万8,200円 → 1万7,541円</p> <p>イ 平等割額 1世帯につき 1万7,850円 → 1万7,223円 特定世帯 8,925円 → 8,612円 特定継続世帯 1万3,388円 → 1万2,918円</p> <p>(2) 10分の5に相当する額を減額する世帯</p> <p>ア 均等割額 1人につき 1万3,000円 → 1万2,529円</p> <p>イ 平等割額 1世帯につき 1万2,750円 → 1万2,302円 特定世帯 6,375円 → 6,151円 特定継続世帯 9,563円 → 9,227円</p> <p>(3) 10分の2に相当する額を減額する世帯</p> <p>ア 均等割額 1人につき 5,200円 → 5,012円</p> <p>イ 平等割額 1世帯につき 5,100円 → 4,921円 特定世帯 2,550円 → 2,461円 特定継続世帯 3,825円 → 3,691円</p> <p>[施行期日] 令和8年4月1日</p> <p>[参考法令] 国民健康保険法施行令及び国民健康保険の 国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改 正する政令（令和8年政令第2号） 令和8年1月15日公布 令和8年4月1日施行</p>
21	米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	福祉	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、市長が個人番号を利用することができる事務のうち生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務及び当該事務を処理するために利用することができる特定個人情報を削除するほか、所要の規定の整備を行うため、改正しようとするもの

[改正内容]

- 1 市長が個人番号を利用することができる事務のうち、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務（以下「外国人生活保護関係事務」という。）を削除することとする。
- 2 外国人生活保護関係事務を処理するために市長が利用することができる特定個人情報のうち、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の宛名の管理に関する情報以外のものを削除することとする。
- 3 市長が特定個人情報を利用することができる事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき外国人生活保護関係事務に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）を利用することができるものについて、当該事務を処理するために利用することができる特定個人情報のうち外国人生活保護関係情報を削除することとする。
- 4 市長が教育委員会に対し特定個人情報の提供を求めることができる事務を定める規定について、所要の整理を行うこととする。

[施行期日]

公布の日

[参考法令]

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）
令和5年6月9日公布
令和6年5月27日施行（一部施行日別途）
- 3 行政手続における特定の個人を識別する

			<p>ための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年デジタル庁・総務省令第8号）</p> <p>4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）</p> <p>5 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（令和7年デジタル庁・総務省令第8号）</p> <p>令和7年7月28日制定・施行</p>
22	米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	長寿社会	<p>介護保険法施行令の一部改正により、令和7年度税制改正における給与所得控除に係る最低保障額の見直しによる介護保険料収入への影響を防ぐための措置が講じられたことに伴い、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>令和7年度税制改正における給与所得控除に係る最低保障額の見直しに伴い、令和8年度において介護保険の保険料率を算定する際に適用される所得基準の段階に変更が生じる第1号被保険者について、これまでと同様に所得基準が適用されるよう、当該保険料率の算定について特例を設けることとする。</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>令和8年4月1日</p> <p>〔参考法令〕</p> <p>介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）</p> <p>令和7年12月17日公布</p>

			令和8年4月1日施行
23	米子市子ども・子育て支援の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について	こども政策 こども支援	<p>市の保育所及び認定こども園における乳児等通園支援事業の実施に伴い、当該乳児等通園支援事業の利用について利用料を徴収することとし、その徴収に関し必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うため、改正しようとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 乳児等支援給付認定子どもについて市の保育所又は認定こども園において行う乳児等通園支援事業を利用する乳児等支援給付認定保護者は、乳児等通園支援事業利用料を納付しなければならないこととする。 2 乳児等通園支援事業利用料の額は、市長が定めることとし、市長は、乳児等通園支援事業利用料の額を定めたときは、これを公示しなければならないこととする。 3 市長は、保護者が災害その他特別な事由により乳児等通園支援事業利用料を納付することが困難であると認めるときは、乳児等通園支援事業利用料を減額し、又は免除することができることとする。 4 妊婦のための支援給付及び乳児等のための支援給付に関する報告等並びに乳児等支援支給認定証の返還に係る罰則について所要の規定の整備を行うこととする。 5 その他所要の規定の整備を行うこととする。 6 この条例の施行前においても、乳児等通園支援事業利用料の額の決定その他施行前の準備を行うことができることとする。 <p>[施行期日]</p> <p>令和8年4月1日（4（妊婦のための支援給付に係る部分に限る。）、5及び6については、公布の日）</p> <p>[参考法令]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）

			<p>令和6年6月12日公布 令和6年10月1日施行（この条例による一部改正に係る部分は、令和7年4月1日及び令和8年4月1日施行）</p> <p>2 地方自治法（昭和22年法律第67号）</p>
24	米子市なかよし学級条例の一部を改正する条例の制定について	こども施設	<p>夏季休業日の期間におけるなかよし学級の受入体制の拡充を図るため、改正しようとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>夏季休業日の期間においては、児童がなかよし学級に通う際に当該児童の保護者又はこれに代わるべき者による送迎が行われること等により当該児童の安全が確保されると認められる場合は、当該児童が現に就学している小学校以外の小学校を対象校として開設しているなかよし学級を利用することができることとする。</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>令和8年4月1日</p>
25	米子市中海憩いのテラス条例の制定について	観光	<p>中海に接する加茂川河口の区域に憩いとにぎわいの場を生み出し、当該区域を中心とした市街地の活性化を図る施設として米子市中海憩いのテラスを設置することとし、その設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、制定しようとするもの</p> <p>〔制定内容〕</p> <p>米子市中海憩いのテラスについて、次に掲げる事項を定めることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設置に関すること。 (2) 使用の許可に関すること。 (3) 使用の許可等の禁止に関すること。 (4) 使用又は利用に当たっての特別の設備等の制限に関すること。 (5) 目的外使用及び使用の権利の譲渡の禁止に関すること。 (6) 使用の許可等の取消し及び使用の制限等に関すること。 (7) 使用料に関すること。 (8) 使用後及び利用後における原状回復義務に関すること。

			<p>(9) 使用者及び利用者の損害賠償義務に関すること。</p> <p>(10) 使用者及び利用者が遵守すべき事項に関すること。</p> <p>[施行期日]</p> <p>公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日</p> <p>[参考法令]</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）</p>
26	米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	住宅政策	<p>老朽化により解体する市営河崎住宅（3棟・18戸）を廃止するため、改正しようとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>次に掲げる公営住宅を廃止することとする。</p> <p>(1) 昭和45年度河崎住宅（2棟・12戸）</p> <p>(2) 昭和47年度河崎住宅（1棟・6戸）</p> <p>[施行期日]</p> <p>公布の日</p>
27	米子市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	上下水道局	<p>米子市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正により、令和8年4月1日から、同条例の適用を受ける職員について地域別最低賃金に相当する額を下回らない月例給与水準を確保するための初任給調整手当が措置されることを踏まえ、本市の企業職員についても初任給調整手当を支給するため、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>勤務1時間当たりの給料の額が、鳥取県の区域を含む地域における民間の賃金の最低基準を考慮して上下水道事業管理者が定める額を下回る職員には、初任給調整手当を支給することとする。</p> <p>[施行期日]</p> <p>令和8年4月1日</p> <p>[参考法令]</p> <p>米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市任期付職員の採用及び給与の特例に</p>

			<p>関する条例の一部を改正する条例（令和7年米子市条例第25号）</p> <p>令和7年12月25日公布・施行（この条例による一部改正に係る部分は、令和8年4月1日施行）</p>
28	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について	こども政策	<p>美保地区義務教育学校整備事業に係る敷地造成工事に係る工事請負契約の締結についての議決（令和7年10月1日議決）の一部を変更しようとするもの</p> <p>変更事項</p> <p>想定以上の量の草の根が表土に混入していたことによる当該表土の撤去及び処分並びに盛土の追加並びに地下水位の上昇による施工時における強制排水の実施に伴う契約金額の増</p> <p>「600,145,700円」</p> <p>↓（+67,610,400円）</p> <p>「667,756,100円」</p>
29	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について	道路整備	<p>市道車尾日野橋熊党線日野橋橋りょう補修工事（その1）に係る工事請負契約の締結についての議決（令和7年10月1日議決）の一部を変更しようとするもの</p> <p>変更事項</p> <p>足場形状の変更及び飛散防止シートの設置に伴う契約金額の増</p> <p>「404,096,000円」</p> <p>↓（+43,269,600円）</p> <p>「447,365,600円」</p>
30	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について	道路整備	<p>市道車尾日野橋熊党線日野橋橋りょう補修工事（その2）に係る工事請負契約の締結についての議決（令和7年10月1日議決）の一部を変更しようとするもの</p> <p>変更事項</p> <p>足場形状の変更及び飛散防止シートの設置に伴う契約金額の増</p> <p>「401,503,300円」</p>

			↓ (+36,865,400円) 「438,368,700円」
31	財産の無償貸付けについて	文化振興	次のとおり財産を無償で貸し付けようとするもの 1 対象財産 (1) 所在 米子市尾高2347番1 (2) 種類 建物 1,017.77平方メートル 2 貸付期間 契約の締結の日から5年間 3 相手方 米子市尾高2377番地 株式会社Atelier Green Chateau Odaka
32	市道の路線の認定について	建設企画	「尾高東15号線」ほか7路線を新たな市道として認定しようとするもの
33	令和7年度米子市一般会計補正予算(補正第11回)	財政	明細別紙
34	令和7年度米子市国民健康保険事業特別会計補正予算(補正第4回)	財政	明細別紙
35	令和7年度米子市駐車場事業特別会計補正予算(補正第3回)	財政	明細別紙
36	令和7年度米子市介護保険事業特別会計補正予算(補正第5回)	財政	明細別紙
37	令和7年度米子市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第3回)	財政	明細別紙
38	令和7年度米子市水道事業会計補正予算(補正第3回)	上下水道局	明細別紙

39	令和7年度米子市下水道事業会計補正予算（補正第4回）	上下水道局	明細別紙
40	令和8年度米子市一般会計予算	財政	明細別紙
41	令和8年度米子市国民健康保険事業特別会計予算	財政	明細別紙
42	令和8年度米子市土地取得事業特別会計予算	財政	明細別紙
43	令和8年度米子市駐車場事業特別会計予算	財政	明細別紙
44	令和8年度米子市市営墓地事業特別会計予算	財政	明細別紙
45	令和8年度米子市介護保険事業特別会計予算	財政	明細別紙
46	令和8年度米子市後期高齢者医療特別会計予算	財政	明細別紙
47	令和8年度米子市米子インター周辺工業用地整備事業特別会計予算	財政	明細別紙
48	令和8年度米子市米子インター西産業用地整備事業特別会計予算	財政	明細別紙
49	令和8年度米子市水道事業会計予算	上下水道局	明細別紙
50	令和8年度米子市下水道事業会計予算	上下水道局	明細別紙
報告1	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	建設企画	<p>法律上、市の義務に属する道路の管理の瑕疵^{かし}による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和8年2月10日</p> <p>過失割合 市側 10割</p> <p>損害賠償額 53万9,000円</p>

			<p>相手方 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>令和8年1月10日深夜から同月11日早朝までの間に、市道上福原両三柳線の附属物である道路反射鏡が腐食により倒壊し、当該道路反射鏡が、当該市道に接する共同墓地内に設置されていた相手方所有の灯籠等に当たり、当該灯籠等を損傷させたもの。人身事故なし。</p>
--	--	--	--

(追加予定議案)

	事業契約の締結についての議決の一部変更について	スポーツ振興	米子新体育館整備等事業に係る事業契約の締結についての議決（令和6年3月21日議決）の一部を変更しようとするもの
	教育委員会教育長の任命について	職員	任期満了によるもの
	教育委員会委員の任命について	職員	任期満了によるもの 1人
	固定資産評価審査委員会委員の選任について	職員	任期満了によるもの 6人
	人権擁護委員候補者の推薦について	人権政策	任期満了によるもの 1人 欠員が生じたことによるもの 1人